売買基本契約書

株式会社A（以下「甲」という。）と株式会社B（以下「乙」という。）とは、以下の通り基本契約を締結する。

**（基本契約）**

**第1条**本契約は、本契約の有効期間中に甲・乙間で締結される、Ｘ製品（以下「商品」という）に関する個々の売買契約（以下「個別契約」という）のすべてに共通して適用されるものである。

**（個別契約の内容）**

**第2条**　甲から乙に売買される商品の売買代金、数量、納期、その他売買に必要な条件は、本契約に定めるものを除き、個別契約をもって定める。

2　個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約の定めが優先して適用されるものとする。

**（個別契約の成立）**

**第3条**　甲と乙との間に結ばれる個別契約は特約のない限り、乙が注文書を甲に送付し、甲が注文請書を乙に交付することによって成立する。

**（引渡・検査および受渡）**

**第4条**　甲は、個別契約に定める納期に引渡場所において商品を乙または乙の指定する者に引渡すものとし、乙は、商品受取後直ちに自ら検査をし、もしくは乙の指定する者に検査をさせるものとする。商品の引渡しはこの検査完了と同時に完了するものとするが、検査遅延により甲に生じた損害は、乙の負担とする。

2　商品の所有権は、商品の引渡し完了時に甲から乙に移転するものとする。

**（危険負担）**

**第5条**　商品の引渡し前に生じた商品の滅失・毀損・減量・変質その他一切の損害は、乙の責に帰すべきものを除き、甲の負担とし、商品の引渡後に生じたこれらの損害は、甲の責に帰すべきものを除き、乙の負担とする。

**（契約不適合責任）**

**第6条**　商品の契約条件との相違または引渡前の原因によって生じた商品の品質不良、数量不足、その他の契約不適合につき引渡完了後6カ月間、乙は、代品納入、契約不適合の修補または代金減額請求とともに、損害賠償をすることができる。また、乙は、当該契約不適合の存在によって当該個別契約の目的を達することができない場合は当該個別契約を解除することができる。ただし、乙は直ちに発見し得る契約不適合については、担保責任を追求することができない。

**（商品の引取）**

**第7条**　乙が個別契約に定める納期に商品を引取らない等契約の履行を怠った場合には、甲は、いつでもその商品を任意に処分のうえ、その売得金をもって乙に対する損害賠償債権を含む一切の債権の弁済に充当し、なお不足があるときは、これを乙に請求することができる。

**（代金の支払）**

**第8条**　商品代金の支払については、毎月20日を締切日と定め、乙は各締切日までに受渡の完了した商品の代金を翌々月までに甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

2　本契約に関して消費税が賦課される場合、当該消費税はすべて乙が負担するものとし、乙は、商品代金とともに当該消費税相当額を甲に支払うものとする。

3　本契約および個別契約に基づき発生する金銭債務の遅延損害金は年率14.6%の割合による日割計算で支払われるものとする。

**（不可抗力免責）**

**第9条**　天災地変・戦争・暴動・内乱・法令の改廃制定・公権力による命令処分・同盟罷業その他の不可抗力（輸送機関の事故はこれを含まない）により、契約の全部または一部の履行の遅延または引渡の不能を生じた場合には、甲は、その責に任じない。但し、甲はその旨を速やかに乙に通知しなければならない。

**（損害賠償）**

**第10条**　個別契約に基づき甲が負う損害賠償の上限額は、各個別契約の代金額を上限とする。

**（解除・期限の利益の喪失）**

**第11条**　甲または乙のいずれかが次の各号の一に該当したときは、相手方は、何らの催告を要せず、直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除できる。

（1）本契約、または個別契約に基づき相手方に対して負担する債務の履行を怠ったとき。

（2）本契約、または個別契約のいずれかに違反したとき（商品の全部または一部を正当な理由なく受領しない場合を含む）。

（3）差押・仮差押・仮処分・強制執行・競売・破産・民事再生・会社更生の申立を受けたときもしくは自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けたとき。

（4）振出しもしくは引受けた手形または小切手を不渡としたとき、その他支払停止をなしたとき。

（5）裏書もしくは保証した手形または小切手が不渡となり、不渡後2日以内にこれに代わる現金を支払わないとき。

（6）合併によらず解散したとき。

（7）相手方に通知せず組織又は事業につき重大な変更をしたとき。

（8）その役員又は使用人が暴力団その他の反社会的勢力であることが判明したとき。

（9）その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2　甲および乙は、それぞれ自らが前項各号のいずれかに該当したときは、相手方の請求があれば、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済しなければならない。

**（有効期間）**

**第12条**　本契約の有効期間は令和●年●月●日より1年間とする。但し、期間満了の1カ月前までに甲または乙のいずれかより書面による別段の申出のない限り、本契約は同一条件をもって更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

2　本契約が前条第1項に定める解除又は本条第1項により解除された場合においても、個別契約が別途終了しない限り、本契約の有効期間中に締結された個別契約は、本契約の適用を受け、引き続き効力を有するものとする。

**（秘密保持）**

**第13条**　甲及び乙は、本契約の履行過程において知り又は知りえた相手方の情報を互いに第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行の目的以外に使用してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、当該開示を受けた当事者につき、上記の秘密保持義務は適用されないものとする。

①開示の時点において、既に公知となっていた情報

②開示後において、開示を受けた当事者の責めによらずに公知となった情報

③開示の時点において、開示を受けた当事者が既に保有していた情報で、当該事実を立証しうるもの

④開示を受けた当事者が法律又は契約に違反することなく第三者から提供若しくは開示された情報

⑤法令又は裁判所若しくは行政庁の命令により開示が要求される情報

**（権利義務の譲渡）**

**第14条**　甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾がない限り、本契約により生じた契約上の地位を移転し、または本契約により生じた自己の権利義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、もしくは第三者の担保に供してはならない。

**（合意管轄裁判所）**

**第15条**　本契約に関連して生ずる甲乙間のすべての紛争、請求および反対請求については、東京地方裁判所を専属的な第一審の管轄裁判所とする。

以上を証するため、甲及び乙は本契約書を2通作成し、それぞれ1通ずつ保有・保管するものとする。

　令和○○年○○月○○日

甲

乙